高齢社会のあんしんをサポートする

新しい制度「民事信託」

これまで、不動産などの財産を管理する方法は、「売買、贈与、代理」といったものが中心でしたが、今は、**「民事信託**(みんじしんたく)**」**と言う新しい制度が身近になりました。

民事信託は、今まではできなかったことができるようになり、高齢者や障がい者の方のさまざまな悩みの解決に役立ち、高齢社会のあんしんをサポートするしくみです。

司法書士が、民事信託をサポートいたします！

こんなご相談ありませんか？

収益アパートの管理

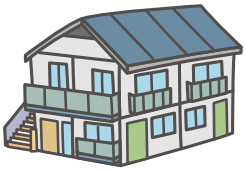

父　そろそろ、アパート経営を息子に任せたいな。

息子　賃借人との契約や、もっと大きな、建て替え、売却は、父さんでなければできないよ。

父　そうなのか。何か方法はないのかな。

息子　**「民事信託」**という方法があるらしいよ。

子どものいない夫婦

夫の姪
おじちゃん、おばちゃん、私にできることがあれば言ってね！

夫　夫婦二人だけの人生も満喫したね。

妻　これからの生活、姪っ子だけが頼りだわ。

夫　私の財産を、夫婦二人のために管理してもらって、お礼として姪っ子に残す方法はあるのかな。
私が先に死んだら、姪は妻の相続人じゃないし・・・

妻　**「民事信託」**という方法があるらしいわよ。

収益アパートの管理に関する解決例

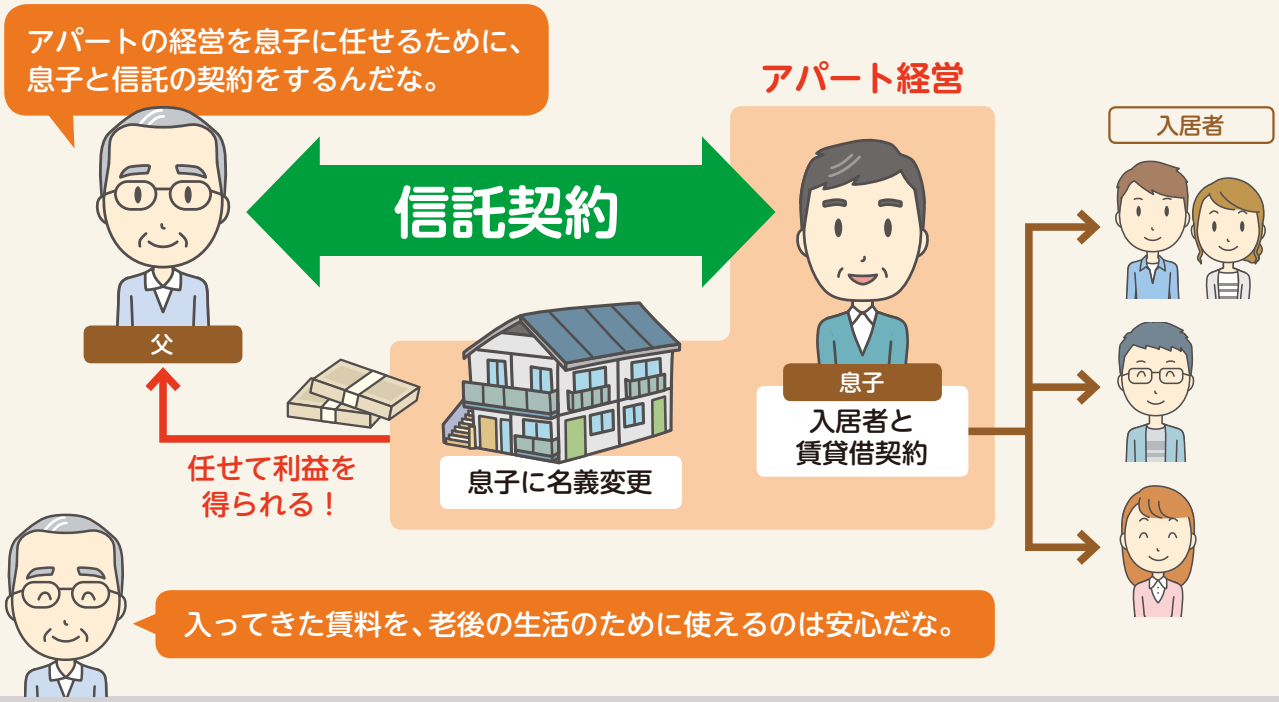

子どものいない夫婦に関する解決例

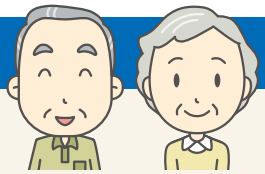

「民事信託」で備えておけば・・・こんなことが可能に！

❶認知症になっても、自宅を売って、そのお金を夫婦の生活資金とすることができます。

❷夫婦がともに亡くなったら、残った財産を、お世話になった姪っ子に渡すと決めておくことができます。

※『民事信託』の契約は、判断能力があるうちにあらかじめ行っておく必要があります。

その他、こんな場合に民事信託が使えます！

- 障がいのある子の将来の財産管理
- 代々承継してほしい不動産がある
- 高齢になり詐欺にあうのが心配
- 再婚した妻と前妻の子との財産問題
- 物忘れがひどくなり財産管理が不安
- 婚姻関係にない方への財産承継

司法書士が民事信託をサポートします！
遺言、成年後見なども、あわせて
お近くの**司法書士又は司法書士会**
にご相談ください。

※司法書士又は司法書士会使用欄

司法書士 行政書士 いけだ事務所
～登記手続・生前対策・相続準備・事業承継～
〒442-0069
愛知県豊川市諏訪西町二丁目4番地 ルームすわにし102
司法書士・行政書士 池田 侑史
TEL：0533－56－2027
～お気軽に、お問い合わせください～

司法書士 150th ANNIVERSARY
令和4年に司法書士制度は150周年を迎えます